

# 人事委員会年報

令和元年度

札幌市人事委員会



# 目 次

<b>I 委員会</b>	1
1 委員	1
2 委員会の開催状況	1
<b>II 事務局</b>	6
1 組織	6
2 主な事務分掌	6
3 予算	6
<b>III 任用</b>	7
1 採用	7
2 昇任	9
3 転任（選考）	10
4 任命権者に委任している任用	10
<b>IV 給与、勤務時間その他の勤務条件</b>	12
1 職員の給与に関する報告及び勧告	12
2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出	18
<b>V 公平審査</b>	19
1 勤務条件に関する措置要求の審査	19
2 不利益処分に関する審査請求の審査	19
3 職員からの苦情の処理	19
<b>VI 職員団体</b>	20
1 職員団体の登録	20
2 管理職員等の指定状況	21
<b>VII 労働基準監督機関</b>	22
1 適用事業所の号別決定	22
2 職権行使の状況	23
<b>VIII 公平委員会の事務の受託</b>	23
1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体	23
2 受託事務の内容	23
<b>参考資料</b>	
第1表 職員の構成	27
第2表 公民較差の推移	31



# I 委 員 会

## 1 委 員 (令和2年4月1日現在)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任 期	備 考
委員長	常本 照樹	平成29年11月1日	4年	大学教授 新 任(残任期 R 3.10.31まで) 非常勤
委 員	祖母井 里重子	平成28年6月3日	4年	弁護士 再 任(残任期 R 5.10.31まで) 非常勤
委 員	長岡 豊彦	平成30年11月1日	4年	前教育長 新 任(残任期 R 4.10.31まで) 非常勤

## 2 委員会の開催状況 (令和元年度)

### (1) 委員会の活動状況

活 動 内 容	活動回数	備 考
委 員 会 会 議	23回	
公平審査口頭審理等	1回	
市 議 会 出 席	27回	
会 議 ・ 研 修 会	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議 (4/18・新潟)</li> <li>・ 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会分科会 (7/11・岡山)</li> <li>・ 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会全体研修会 (7/12・岡山)</li> </ul>
議案事前検討・事前審議	11回	
その他の委員会活動	4回	・ 給与に関する勧告報告手交式 (9/18) ほか

### (参考) 人事委員会開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	議題数
平成29年度	1	2	2	1	2	4	1	3	1	2	1	3	23	117
平成30年度	1	1	2	1	2	4	1	2	2	3	2	3	24	103
令和元年度	1	2	2	1	2	4	2	1	2	1	2	3	23	103

(2) 委員会会議の開催状況

No.	開催年月日	審 議 案 件
1	31.04.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員から一般職員への転任選考について</li> <li>・令和元年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について</li> <li>・平成31年審第1号事案に係る審査について</li> <li>・人事委員会事務局職員の人事発令について</li> <li>・2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施概要について</li> <li>・職員の苦情相談に係る処理の状況について（平成30年度）</li> <li>・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る最終準備書面等の提出について</li> <li>・令和元年度からの採用試験・採用選考の制度変更について</li> <li>・令和元年度係長職候補者試験の日程について</li> <li>・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る代理人選任届等の提出について</li> <li>・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る第3回口頭審理の進行について</li> </ul>
2	01.05.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の昇任選考について（市長請求分）</li> <li>・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る第3回口頭審理調書の作成について</li> </ul>
3	01.05.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年審第1号事案に係る審査について</li> <li>・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成30年度後期）</li> <li>・平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案に係る審査について</li> </ul>
4	01.06.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分）</li> <li>・令和元年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）試験の実施について</li> <li>・令和元年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況</li> <li>・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告（平成30年度）について</li> </ul>
5	01.06.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・平成31年審第1号事案に係る審査について</li> <li>・審査請求（平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案）に対する裁決について</li> </ul>
6	01.07.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求（平成29年審第1号、平成29年審第2号及び平成29年審第3号事案）に対する裁決について（継続審議）</li> <li>・札幌広域圏組合職員の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則案</li> <li>・令和元年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験第1次試験の受験状況及び実施結果について</li> <li>・2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> <li>・2019年（平成31年）札幌市職員給与実態調査の概要について</li> </ul>

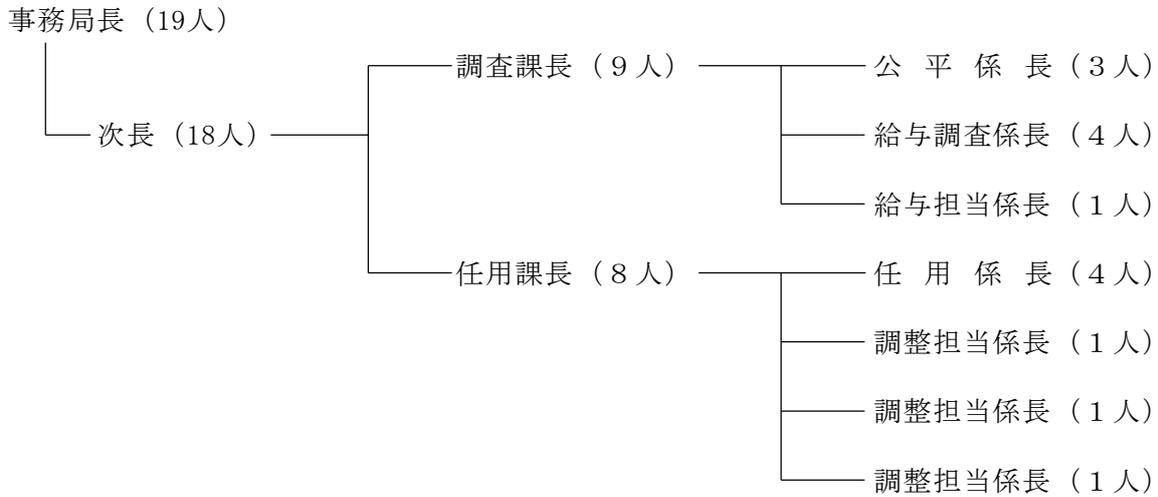
No.	開催年月日	審 議 案 件
7	01.08.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求（平成 29 年審第 1 号、平成 29 年審第 2 号及び平成 29 年審第 3 号事案）に対する裁決について（継続審議）</li> <li>・ 令和元年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名簿の確定について</li> <li>・ 市長等に対する業務状況の報告について（平成 30 年度）</li> <li>・ 平成 31 年審第 1 号事案に係る審査について</li> <li>・ 令和元年人事院勧告の概要について</li> <li>・ 解雇予告除外認定について</li> </ul>
8	01.08.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施について</li> <li>・ 札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 令和元年度係長職候補者試験の実施について</li> </ul>
9	01.09.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019 年（平成 31 年）公民較差及び民間給与実態調査結果の概要等について</li> <li>・ 令和元年職員の給与勧告に関する基本方針について</li> </ul>
10	01.09.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与に関する報告及び勧告</li> <li>・ 令和元年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験申込状況</li> <li>・ 会計年度任用職員制度の概要について</li> </ul>
11	01.09.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議）</li> <li>・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分）</li> <li>・ 平成 31 年審第 1 号事案に係る審査について</li> </ul>
12	01.09.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案に対する意見について（札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例案等）</li> <li>・ 平成 31 年審第 1 号事案に係る審査について</li> </ul>
13	01.10.07	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求（平成 31 年審第 1 号事案）に対する裁決について</li> </ul>
14	01.10.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求（平成 31 年審第 1 号事案）に対する裁決について（継続審議）</li> <li>・ 医師職給料表、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の平成 31 年改定について</li> <li>・ 札幌市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則等の一部を改正する規則案</li> <li>・ 令和元年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第 1 次試験受験状況及び実施結果</li> <li>・ 令和元年度障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況</li> </ul>
15	01.11.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について</li> <li>・ 一般職員の採用選考について</li> <li>・ 人事委員会委員長職務代理者の指定について</li> </ul>

No.	開催年月日	審 議 案 件
16	01. 12. 06	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の昇任選考について（市長請求分）</li> <li>・令和元年度職員採用（社会人経験者の部）試験採用候補者名簿の確定について</li> <li>・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案等）</li> <li>・条例案に対する意見について（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案）</li> <li>・札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の制定に係る協議及び札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例第25条ただし書に規定する「人事委員会が指定する場合」の指定について</li> <li>・札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則及び札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の制定に係る協議について</li> <li>・令和元年度障がいのある方を対象とした職員採用選考第1次選考受験状況及び実施結果</li> <li>・令和元年度係長職候補者試験の第1次試験結果について</li> </ul>
17	01. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（令和元年度前期）</li> <li>・解雇予告除外認定について</li> <li>・交通事業管理者に委任している現業職員の採用選考基準の変更について</li> </ul>
18	02. 01. 08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度係長職昇任候補者名簿の確定について</li> <li>・令和元年度障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について</li> <li>・札幌市人事委員会委員長及び事務局長等の事務専決に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・学校事務職員採用（高校の部）試験の新設について</li> </ul>
19	02. 02. 04	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分）</li> <li>・札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・令和2年度職員採用試験日程（案）について</li> <li>・労働基準法等に基づく定期調査の実施について</li> </ul>
20	02. 02. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の採用選考について</li> <li>・札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・条例案に対する意見について（札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案）</li> <li>・条例案に対する意見について（札幌市議会の議員その他非常勤の職員等</li> </ul>

No.	開催年月日	審 議 案 件
		<p>の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案）</li> <li>・ 採用試験「短大の部」の受験資格要件の変更について</li> </ul>
21	02. 03. 05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ul>
22	02. 03. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職員の採用選考について</li> <li>・ 職員の採用に係る初任給の承認について</li> <li>・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分）</li> <li>・ 一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分）</li> <li>・ 消防吏員の昇任選考について</li> <li>・ 教育公務員から一般職員への転任選考について</li> <li>・ 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 臨時的任用職員に対する給与の承認について</li> <li>・ 札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> </ul>
23	02. 03. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事委員会事務局職員の人事発令について</li> <li>・ 札幌市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 通勤が不便であると認められる公署に係る承認内容の変更について</li> <li>・ 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 札幌市職員の勤務条件に関する条例第12条第2項第5号の規定に基づく特例承認について</li> <li>・ 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>・ 札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について</li> <li>・ 札幌市教育委員会臨時的任用職員等の勤務条件に関する要綱の制定に係る協議について</li> <li>・ 一般職員の採用選考について</li> </ul>

## II 事務局

### 1 組織（令和2年4月17日現在）



### 2 主な事務分掌（令和2年4月17日現在）

#### <調査課>

- ・人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

#### <任用課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- ・勤務延長

### 3 予算（令和2年度）

44,016千円（前年度 47,105千円）

(内訳) ・委員報酬 9,636千円  
・人事委員会運営費 34,380千円

### III 任 用

令和元年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

#### 1 採 用

##### (1) 採用試験

##### ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

試験の種類	試験区分	申込者数	受験者数	登録者数※	倍 率
大 学 の 部	一 般 事 務	人	人	人	倍
	行政コース	1,229	875	121	7.2
	福祉コース	84	72	16	4.5
	学 校 事 務	90	68	8	8.5
	土 木	72	58	27	2.1
	建 築	26	17	7	2.4
	電 気	35	28	12	2.3
	機 械	22	15	6	2.5
	衛 生	71	56	8	7.0
	造 園	16	14	7	2.0
	消 防 吏 員	129	117	38	3.1
小 計	1,774	1,320	250	5.3	
短 大 の 部	一 般 事 務	95	73	6	12.2
	学 校 事 務	21	15	3	5.0
	土 木	10	7	3	2.3
	電 気	4	4	2	2.0
	機 械	4	3	3	1.0
	消 防 吏 員	165	117	15	7.8
小 計	299	219	32	6.8	
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師	35	32	9	3.6
	保 育 士	85	77	32	2.4
	栄 養 士	76	59	3	19.7
	小 計	196	168	44	3.8
高 校 の 部	一 般 事 務	330	250	26	9.6
	土 木	24	21	8	2.6
	電 気	4	4	1	4.0
	機 械	8	8	3	2.7
	消 防 吏 員	231	191	24	8.0
小 計	597	474	62	7.6	
社 会 人 経 験 者 の 部	一 般 事 務	968	684	21	32.6
	土 木	91	77	5	15.4
	建 築	22	18	2	9.0
	電 気	40	30	4	7.5
	機 械	45	37	5	7.4
	衛 生	41	33	3	11.0
	造 園	22	14	2	7.0
	保 健 師	36	31	3	10.3
小 計	1,265	924	45	20.5	
合 計		4,131	3,105	433	7.2

イ 試験日程

区分 日程	大学の部、保健師	短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	社会人経験者の部
告知日	平成31年4月24日	令和元年7月1日	令和元年7月1日
受付期間	令和元年5月9日	令和元年7月4日	令和元年7月4日
	令和元年5月17日	令和元年7月12日	令和元年7月17日
第1次試験日	令和元年6月23日	令和元年9月29日	令和元年9月29日
	令和元年7月7日	令和元年10月13日	令和元年11月9日
第1次試験 合格発表日	大学の部 (一般事務(行政、福祉)、学校事務) 令和元年7月12日 上記以外 令和元年7月2日	短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 令和元年10月18日 上記以外 令和元年10月9日	一般事務 令和元年11月15日 一般技術、保健師 令和元年10月25日
第2次試験日	令和元年7月2日	令和元年10月9日	令和元年11月23日
	令和元年8月5日	令和元年11月6日	令和元年12月1日
名簿確定日	令和元年8月14日	令和元年11月12日	令和元年12月11日
最終合格発表日	令和元年8月16日	令和元年11月15日	令和元年12月13日

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考（障がいのある方を対象とした採用選考）

職	申込者数	受験者数	合格者数	倍率
一般事務	121 人	98 人	5 人	19.6 倍
学校事務	105	86	1	86.0

※選考職種の併願が可能であるため、申込・受験の数に重複がある。

告知日	令和元年9月2日
受付期間	令和元年9月9日～令和元年9月19日
第1次選考日	令和元年11月17日
第1次選考合格発表	令和元年12月5日
第2次選考日	令和元年12月23日～令和元年12月24日
最終合格発表	令和2年1月10日

イ 非公募式採用選考

令和元年度の採用選考の結果は、部長職5名、課長職10名、係長職3名及び一般職3名である。

## 2 昇 任

### (1) 係長職候補者試験

#### ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあつては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあつては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

#### イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

試験の種別		有資格者数	受験者数	登録者数※	倍率
		人	人	人	倍
事 務	Ⅰ	515	75	6	12.5
	Ⅱ	781	351	30	11.7
	Ⅲ	1,096	720	35	20.6
	小計	2,392	1,146	71	16.1
土 木 系	Ⅰ	86	10	3	3.3
	Ⅱ	98	63	7	9.0
	Ⅲ	228	201	10	20.1
	小計	412	274	20	13.7
建 築 系	Ⅰ	6	3	1	3.0
	Ⅱ	16	8	0	-
	Ⅲ	57	44	1	44.0
	小計	79	55	2	27.5
設 備 系	Ⅰ	61	8	1	8.0
	Ⅱ	42	36	4	9.0
	Ⅲ	106	85	8	10.6
	小計	209	129	13	9.9
衛 生 系	Ⅰ	17	2	0	-
	Ⅱ	41	21	1	21.0
	Ⅲ	111	73	2	36.5
	小計	169	96	3	32.0
合 計	Ⅰ	685	98	11	8.9
	Ⅱ	978	479	42	11.4
	Ⅲ	1,598	1,123	56	20.1
	総計	3,261	1,700	109	15.6

ウ 試験日程

告知日	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日		係長職昇任候補者名簿確定日
			記述式・論述試験	面接試験	
令和元年 8月26日	令和元年 10月27日	令和元年 11月15日	令和元年 11月30日	令和元年12月 10～20日	令和2年1月8日

(2) 昇任選考

令和元年度の昇任選考の結果は、一般職員154名（局長職15名、部長職43名、課長職79名、係長職17名）、消防吏員19名（消防正監4名、消防監4名、消防司令長11名）、学校事務係長職5名、計178名である。

3 転任（選考）

令和元年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が2名である。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用（選考）

任命権者	職	被選考者数	合格者数	倍率
市長		人	人	倍
	言語聴覚士	2	1	2.0
	歯科衛生士	6	1	6.0
	精神科療法士	20	2	10.0
病院事業 管理者	現業職	168	31	5.4
	医師	26	26	1.0
	薬剤師	3	2	1.5
	助産師 (満30歳未満)	4	3	1.3
	助産師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	2	1	2.0
	看護師 (満30歳未満)	73	57	1.3
	看護師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	15	10	1.5
病院事業 管理者	医療情報職	4	1	4.0
	臨床検査技師	10	1	10.0
	診療放射線技師	7	1	7.0
	理学療法士	5	2	2.5
交通事業管理部	高速電車運転手	114	23	5.0

## (2) 昇任（競争試験）

任命権者	試験の種別※	受験者数	合格者数	倍率
消防長		人	人	倍
	消防司令	209	21	10.0
	消防司令補A	310	35	8.9
	消防司令補B	12	8	1.5
	消防士長A	225	46	4.9
	消防士長B	0	—	—
	合計	756	110	6.9

## ※試験の種別

- ・消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・消防士長A：大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防士の階級にある者
- ・消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満40歳以上の者

## (3) 転任（競争試験）・・・現業職員からの転任

任命権者	試験の種別	受験者数	合格者数	倍率
市長		人	人	倍
	一般事務	100	5	20.0
	一般技術（土木）	3	0	—

## IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

### 1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、令和元年9月18日に市議会議長及び市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員給与の調査

項目	内容
調査名	「2019年（平成31年）札幌市職員給与実態調査」
調査目的	本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため
調査対象	行政職、消防職及び医師職等の5種6給料表の適用職員（再任用職員以外17,101人、再任用職員1,056人）
調査時点	平成31年4月1日現在
調査内容	平成31年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等

#### (2) 民間給与の調査

項目	内容
調査名	「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」
調査目的	職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため
調査対象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した171所
調査期間	平成31年4月24日から令和元年6月13日までの間
調査内容	平成31年4月分として支払われた給与月額、手当等

#### (3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
347,373円	347,268円	105円（0.03%）

#### (4) むすび

項目	内容
1 給与の改定	<p>(1) 月例給</p> <p>ア 給料表</p> <p>(ア) 行政職給料表</p> <p>本年4月現在で民間給与が職員給与をわずかに上回っているものの、ほぼ均衡している状況にあること、また、本年の公民較差が極めて小さく、給料表の適切な改定を行うには十分でないことから、本年は改定を見送ることが適当である。</p> <p>(イ) 行政職給料表以外の給料表</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、本年は改定を見送ることが適当である。</p> <p>医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。</p>

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

#### イ 諸手当

諸手当については、市内民間事業所における支給状況とおおむね均衡していると認められること等を考慮して改定を見送ることが適当である。

なお、住居手当については、本市職員の住宅事情や同手当に係る受給割合の状況等、本市における実情を踏まえるとともに、市内民間事業所の支給状況や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ、慎重に検討していく必要がある。

#### (2) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。なお、再任用職員の期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を見送ることとする。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

#### (3) 実施時期

本年の給与改定については、平成31年4月1日からの実施とすることが適当である。

ただし、本年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については、令和元年12月1日から、令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については、令和2年4月1日からの実施とすることが適当である。

## 2 人材の確保及び育成

現在、我が国では少子高齢化の急速な進展に伴い、人口の減少が発生するという大きな時代の転換期を迎えている。本市も国と同様、ここ数年のうちに人口が減少局面に転じると見込まれており、高齢化率の更なる上昇も見込まれている。

このような中、本市においては、まちの活力を維持していくため、多様化する市民ニーズを的確に捉えたサービスを迅速かつ持続可能な形で提供することが求められている。

将来にわたり行政サービスを維持向上するためには、時代の変化に対応できる柔軟性を備えた有為な人材の確保が必要であり、市民に寄り添った行政運営ができる職員へと育成していくことが不可欠である。

#### (1) 人材の確保

少子高齢化及び進学・就職に伴う若年層の道外流出等による生産年齢人口の減少、また、民間企業における採用活動の活発化を背景に、近年、本市採用試験の申込者数は減少し、採用を取り巻く環境は厳し

さを増している。

こうした状況の下、本市においても柔軟かつ高度な行政サービスを提供することができる人材を安定的に確保していくためには、様々な施策を展開していくことが必要である。そこで、令和元年度からはインターネットによる受験申込みを導入し、受験申込者の利便性を向上させたところである。加えて、ホームページやパンフレット等の媒体を通じたPRを行うとともに、大学や就職活動支援事業者が主催する合同説明会へ参加し、受験希望者に本市の業務が社会貢献とやりがいを感じられる魅力的なものであることを伝えるほか、働き方改革の取組や職員のキャリアデザインの紹介など、効果的な情報提供を継続して実施することが必要である。特に人材確保が厳しくなっている技術職については、民間企業の就職動向を注視しながら、各部局と連携・協力し、業務紹介セミナーやインターンシップを通じて学生や転職希望者との就職相談の機会を増加させ、より訴求効果の高い施策の展開を推進すべきである。

また、障がいのある方の採用については、平成30年度から身体障がいに限らず、知的障がいや精神障がいも対象としたところであり、引き続き法定雇用率を考慮しながら採用を図っていくべきである。

あわせて、採用試験合格者の辞退率を低減するために、本市職員と対話する機会を設け、本市で働くことの魅力を伝えていくことも重要なことである。

## (2) 人材の育成

多様な市民ニーズや社会・経済情勢の変化に応じた柔軟かつ高度な行政サービスを提供していくためには、常に「市民感覚」を持ちながら、市民に寄り添った行政運営のできる職員の育成が必要である。そのためには、職員が研修等を通して、職位等に応じて求められる能力を身に付けるとともに、いつでも地域に出向き、市民にわかりやすい言葉で伝えることのできるコミュニケーション能力や行動力を研鑽していく必要がある。さらに、管理職が職員の能力や適性に応じた指導・育成を行うマネジメント能力の向上を図る支援にもより一層力を注いでいくことが求められる。

また、人事評価制度に基づき、職員の能力・実績を適切に把握し、人員配置や昇任管理、給与処遇に的確に活用していくために、より効果的な評価結果の活用を検討するとともに、評価の信頼性向上に向けた取組を進めていく必要がある。

一方、近年、本市の職員構成において若年者及び女性の比率が上昇していることから、職員のキャリアデザイン形成や自己啓発を支援するための研修等を実施し、職員の意欲向上を図るほか、職員が働きやすい環境の整備も推進することが求められる。加えて、女性の管理職の割合は年々増加傾向にあるものの、依然として男性の比率が大きく上回っており、質の高い行政サービス提供の観点からは女性の視点による多様な価値観を施策等に反映させることも重要であると考えことから、女性職員の昇任に対する不安の解消及びモチベーションの向

	<p>上に努め、活躍の場の拡大を図っていくべきである。</p>
<p>3 ワーク・ライフ・バランスの実現</p>	<p>職員が各々のライフスタイルに応じて柔軟で効率的な働き方をし、ワーク・ライフ・バランスを実現させることは、組織活力の維持・向上及び質の高い行政サービスの提供のために重要である。</p> <p>(1) 長時間労働の是正</p> <p>長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、公務能率の向上といった観点からも重要である。</p> <p>長時間労働を是正するためには、「ノー残業デー」や「メリハリサマー」などの時間外勤務の縮減、休暇の取得促進に関する従来を取組に加え、業務の効率化や業務量の削減に努めていくことが重要である。任命権者においては、事務事業の見直しを進め、職員負担の軽減に努める必要がある。</p> <p>全国的な課題となっている教職員の長時間労働については、「夏季休校日」などの取組を行っているところであるが、学校における勤務時間に対する意識改革や業務効率化につながる取組の検討・実施が引き続き必要である。</p> <p>労働基準法の改正を踏まえ、本市においても今年度から、時間外勤務の上限規制を導入するとともに、年5日分の年次休暇の時季指定について運用を始めたところである。管理職にあつては、時間外勤務の命令・現認の徹底や休暇の取得促進などにより、職員の勤務状況を把握し、適切に管理することがこれまで以上に求められる。</p> <p>(2) 仕事と家庭生活の両立支援</p> <p>育児や介護などの事情を有する職員が働きやすい環境を整備するため、これまで任命権者によって休暇制度の整備や周知、制度を利用しやすい職場環境を醸成する取組などが行われてきたところである。任命権者においては、引き続き、男女問わず仕事と家庭の両立支援制度がより一層活用されるよう努める必要がある。</p> <p>また、民間企業や国・他の地方公共団体において、フレックスタイム制やテレワークの導入など、ワーク・ライフ・バランスに資する働き方を推進する動きが広がりを見せている。</p> <p>本市においては、これらの状況も踏まえ、市民サービスへの影響や適切な公務運営の確保などに配慮しつつ、柔軟で多様な働き方が可能となる職場環境の整備が求められる。</p>
<p>4 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）</p>	<p>職員が能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供するためには、心身が健康であることが重要であり、任命権者はその保持増進に努めることが求められる。</p> <p>メンタルヘルスの不調には、様々な要因が複合的に関与すると考えられる。任命権者においては、職員の作業環境や勤務時間等を含む職場環境の改善に加え、メンタルヘルス不調の要因になり得るハラスメント防止対策についても積極的な取組が求められる。</p> <p>管理監督者においては、所属職員と積極的にコミュニケーションを図り、職員の勤務状況及び健康状態を把握するとともに、メンタルヘルス</p>

	<p>不調者への適切な支援が必要である。</p> <p>職員においては、ストレスチェックの結果等を活用しながら、自らのストレス状況について気を配り、日頃から心身の健康管理に努める必要がある。</p>
5 服務規律の確保	<p>市民との信頼関係を構築し、円滑な市政運営を行っていくためには、職員一人ひとりが高い公務員倫理を保持し、行動することが重要である。</p> <p>これまでも全市一丸となって不祥事防止に取り組んできたところであるが、依然として不祥事は後を絶たず、市民の信頼を損ねる結果となっていることは、誠に遺憾である。</p> <p>任命権者においては、懲戒処分の方針が抑止力として十分に機能するよう周知徹底することなどにより、飲酒を原因とする事故や不適切な事務処理、ハラスメント行為などといった不祥事を未然に防ぐ取組が求められる。</p> <p>管理監督者においては、所属職員との意思疎通を十分に図るとともに、あらゆる機会を通じて、職場内外における不祥事発生への防止に向けた取組を実施することにより、服務規律の確保を徹底する必要がある。</p> <p>職員一人ひとりには、自らが全体の奉仕者であることを改めて認識するとともに、高い倫理観と法令遵守の意識を持って行動していくことを期待する。</p>
6 消防職員の給与制度等の見直しについて	<p>消防職員の給与制度については、行政職との均衡を考慮して設計しているところであるが、消防職員の階級制度やそれに伴う職務・職責などの実態を踏まえるとともに、職務給の原則に基づき、消防職員の給与制度等について見直しに向けた検討を行っていく必要がある。</p>
7 高齢期雇用の在り方について	<p>昨年8月、人事院は、「複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠」として、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。</p> <p>また、本年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定され、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされており、現在、政府において人事院の意見の申出を踏まえた検討が進められている。</p> <p>定年の引上げは人事制度全体に影響を及ぼすものであることから、本市においても、高齢期雇用に係る国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、高齢層職員の能力・経験を一層活用するための人事制度の在り方等について、引き続き検討を行っていく必要がある。</p>
8 会計年度任用職員制度について	<p>地方公務員の臨時・非常勤職員制度については、平成29年5月に地方公務員法等が改正され、令和2年4月から、新たに会計年度任用職員制度が導入されることとなる。</p> <p>本市においては、現在、非常勤職員及び臨時的任用職員が様々な職場で任用されており、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている</p>

	<p>ところである。</p> <p>新たな制度により、これらの職員の多くが会計年度任用職員に移行することとなる見込みであることから、制度の安定的な運用に向けて、所要の規程整備その他必要な準備を関係機関が連携して確実に行う必要がある。</p>
	<p>(おわりに)</p> <p>近年、本市においても、社会の変化に伴う行政需要の増大及び複雑化により、市民ニーズも多様化してきており、それと共に個々の職員の負担も増えてきているといえる。</p> <p>そのような現状にあって、適正な勤務条件を整備していくことは、有為な人材の確保に資するものであり、組織活力の向上等を通じて質の高い行政サービスの継続的な提供に寄与するものと考えている。</p> <p>市議会及び市長にあっては勧告制度の趣旨に理解を示され、速やかにこの勧告を実施するよう要請する。</p>

(5) 勧 告

項 目	内 容
1 給料表	<p>医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。</p>
2 期末手当及び勤勉手当	<p>期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。</p> <p>(1) 令和元年12月期の支給月数</p> <p>ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。） 勤勉手当の支給月数を0.975月分とすること。</p> <p>イ 特定職員（再任用職員を除く。） 勤勉手当の支給月数を1.175月分とすること。</p> <p>ウ 特定任期付職員 期末手当の支給月数を1.725月分とすること。</p> <p>(2) 令和2年6月期以降の支給月数</p> <p>ア 特定職員及び特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。） 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.95月分とすること。</p> <p>イ 特定職員（再任用職員を除く。） 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.15月分とすること。</p> <p>ウ 特定任期付職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.7月分とすること。</p>
3 改定の実施時期	<p>この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和元年12月1日から実施し、2の(2)については令和2年4月1日から実施すること。</p>

## 2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
R1. 9.20	札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例案	会計年度任用職員に係る給与の額や支給方法等について定めるほか、関係規定の整備を行う。
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	
1.12. 6	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告に基づき、特別給の引上げ等、所要の改正を行う。
	札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案	
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
1.12. 6	札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案	国庫負担金の算定方法が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の手当額の引下げを行う。
1.12. 6	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	地方公務員法の改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されたことに伴う関係規定の整備を行う。
2. 2.20	札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規定の整備を行う。
	札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	
2. 2.20	札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等について定める。

## V 公平審査

### 1 勤務条件に関する措置要求の審査

令和元年度における措置要求事案は、係属事案及び新規受理事案ともない。

### 2 不利益処分に関する審査請求の審査

令和元年度における審査請求事案は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日	処分者	審査状況
		処分内容	
分限処分取消請求事案 (平成29年審第1号事案)	H29. 2. 23	札幌市長	R1. 8. 14 処分承認
		分限休職	
分限処分取消請求事案 (平成29年審第2号事案)	H29. 2. 23	札幌市長	R1. 8. 14 処分承認
		分限休職	
分限処分取消請求事案 (平成29年審第3号事案)	H29. 3. 10	札幌市長	R1. 8. 14 処分承認
		分限休職	
懲戒免職処分取消請求事案 (平成31年審第1号事案)	H31. 2. 5	教育委員会	R1. 10. 17 処分承認
		懲戒免職	

### 3 職員からの苦情の処理

令和元年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・いじめ	その他	合計
相談	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	2 件	1 件	5 件
処理	1	0	1	0	0	2	1	5

## VI 職 員 団 体

### 1 職員団体の登録

令和2年4月17日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

職員団体の名称	事務所所在地	単一体、連合体の別	法人格の有無	登録年月日
自治労札幌市役所職員組合	札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内)	単一体	有	S41. 10. 12
札幌市立高等学校教職員組合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	無	S47. 9. 14
自治労札幌市学校事務労働組合	札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内)	〃	〃	S49. 7. 23
札幌市教職員組合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	有	H29. 3. 23
全札幌教職員組合	札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内)	〃	〃	H29. 4. 20

なお、令和元年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

職員団体の名称	登録事項の変更件数	
	役員	規約
自治労札幌市役所職員組合	2 件	0 件
札幌市立高等学校教職員組合	1	0
自治労札幌市学校事務労働組合	1	1
札幌市教職員組合	1	0
全札幌教職員組合	1	0
計	6	1

## 2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

機 関		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職	計	
		人	人	人	人	人	人	
議 会 事 務 局		1	1	3	1	0	6	
市長 部局	本 庁	22	104	271	80	32	509	
	区 役 所	10	39	189	10	0	248	
教育委員会事務局		2	7	20	12	10	51	
人事委員会事務局		1	1	2	7	0	11	
市選挙管理委員会 事 務 局		0	1	1	1	0	3	
監 査 事 務 局		1	1	3	1	0	6	
計		37	154	489	112	42	834	
指 定 率 ( 注 1 )		10.06%						

(令和2年5月1日現在)

機 関	校長及 び園長	副校長	教頭	事務長	局長職	部長職	教務 主事等	課長職	係長職	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
幼 稚 園	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
小 学 校	197	0	200	1	0	0	0	0	0	398
中 学 校	97	0	100	1	0	0	0	0	0	198
高 等 学 校	7	5	7	7	0	0	0	0	0	26
中等教育学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
特別支援学校	5	0	5	5	0	0	0	0	0	15
計	316	6	313	15	0	0	0	0	0	650
指 定 率 ( 注 2 )	6.83%									

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員（教職員から事務職員に転任している職員を除く。）及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

## VII 労働基準監督機関

### 1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[令和2年4月1日現在]

監督機関	労働基準法別表第1号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	各区土木部
	第13号	市長	精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所地域連携課一時保護一係及び一時保護二係／各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	保健所施設課／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園
		消防長	消防学校
		教育委員会	教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各高等学校／開成中等教育学校／各特別支援学校／各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	本庁市長事務部局（文化部、スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／自治研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（地域連携課一時保護一係及び一時保護二係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局（事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
		消防長	消防本部（総務部消防学校を除く。）／各消防署
		教育委員会	教育委員会事務局（学校教育部教育センター及び中央図書館を除く。）
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		人事委員会	人事委員会事務局
		代表監査委員	監査事務局
		市議会議長	議会事務局

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

## 2 職権行使の状況

令和元年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

項 目	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	認定 3 件 不認定 0 件
第一種圧力容器落成検査	0 件
合 計	3

## VIII 公平委員会の事務の受託

### 1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

団 体 名	所 在 地	受託年月日
札幌広域圏組合	札幌市中央区北1条西1丁目	H 9. 4. 10
北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市中央区南2条西14丁目	H19. 7. 6

備考 札幌広域圏組合は、令和元年7月31日をもって解散。

### 2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定



# 参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移



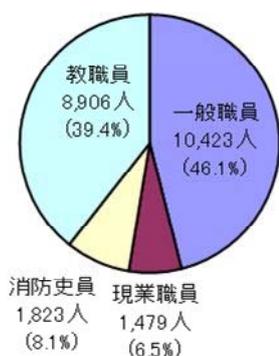
## 第 1 表 職員 の 構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

令和 2 年 4 月 1 日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、22,631人であり、その内訳は図 1 のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図 2～図 7 のとおりとなっている。

図 1 職員の内訳



内 訳	職 員 数
一般職員	10,423 ( 46.1%)
現業職員	1,479 ( 6.5%)
消防吏員	1,823 ( 8.1%)
教 職 員	8,906 ( 39.4%)
合 計	22,631 (100.0%)

図 2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,423人（平均39.8歳）

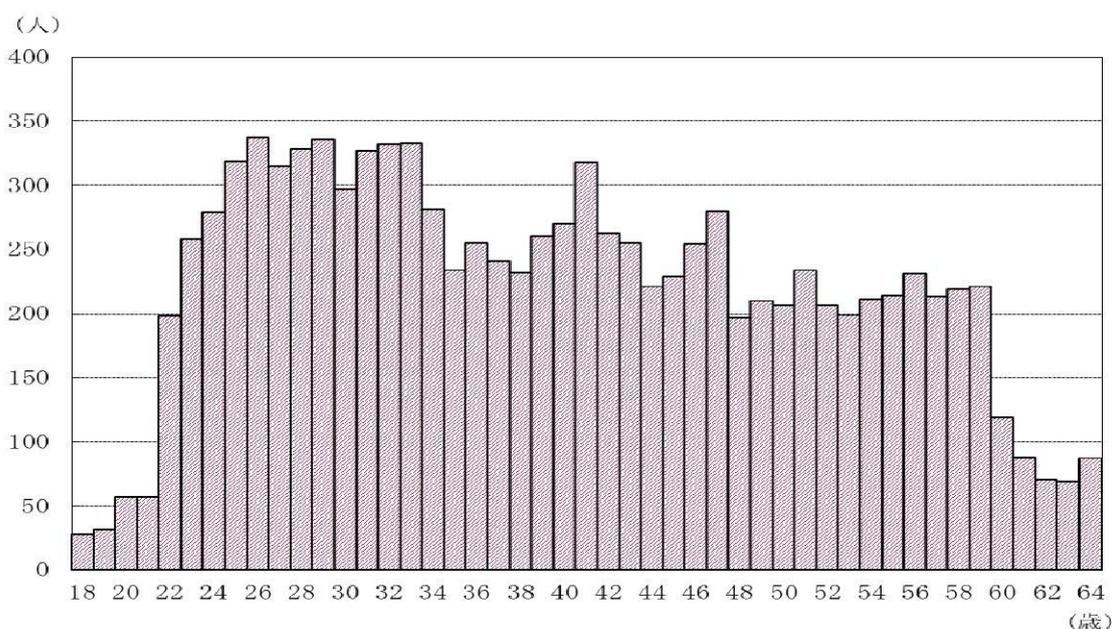


図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）

事務職員 5,985人（平均40.1歳）

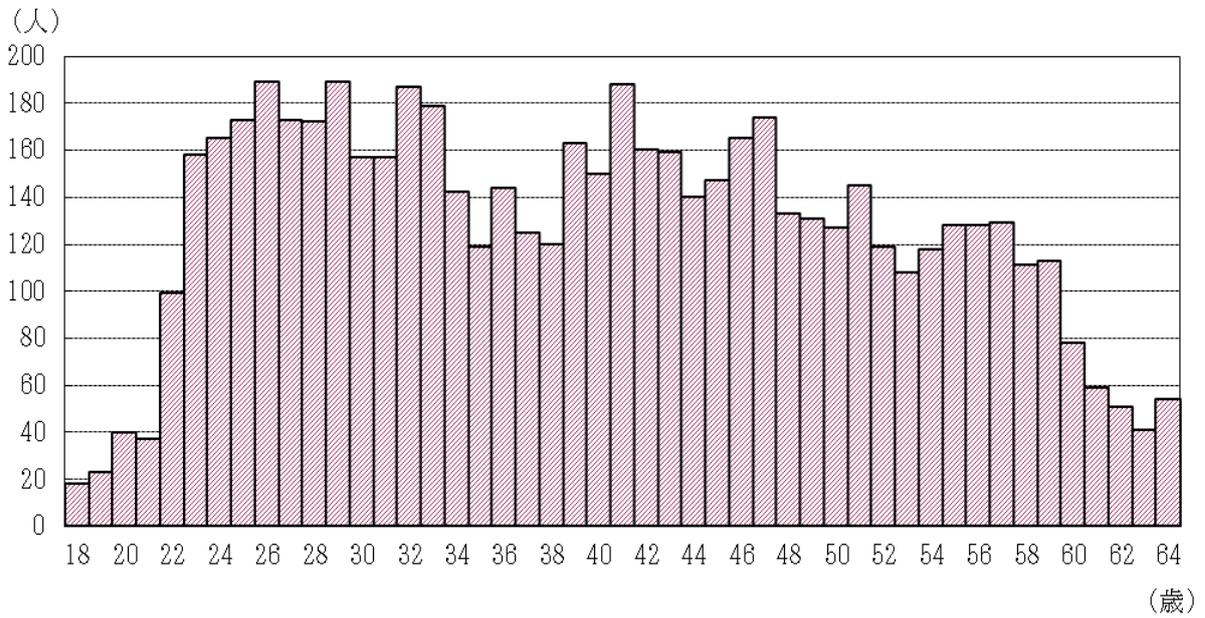


図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）

技術職員 4,438人（平均39.3歳）

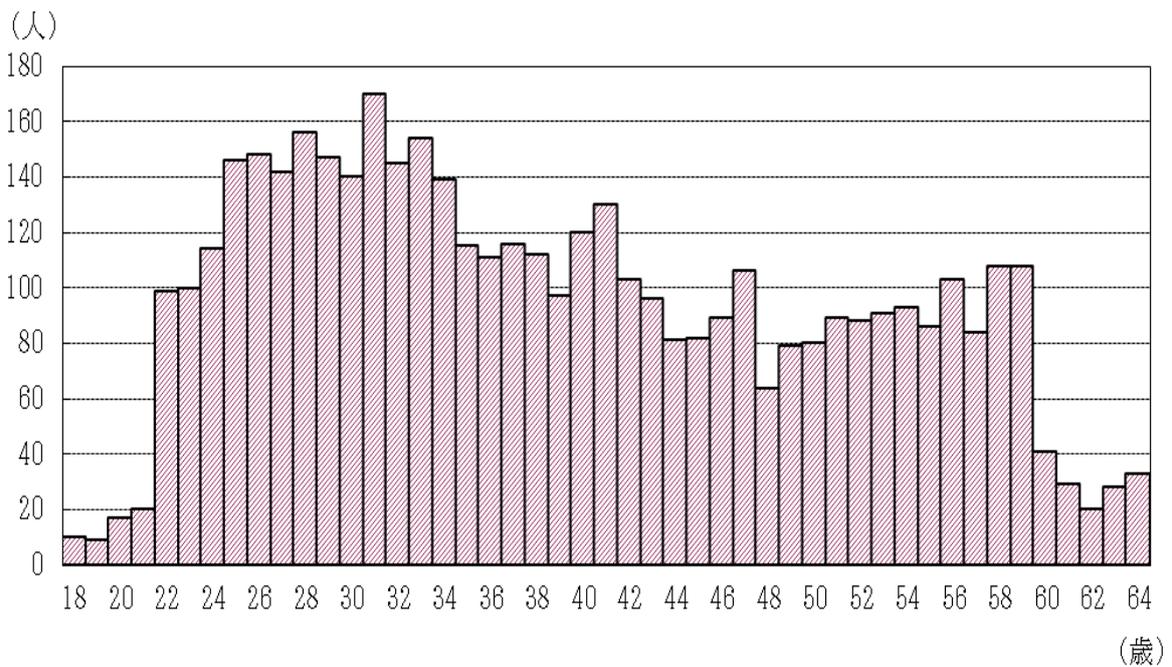
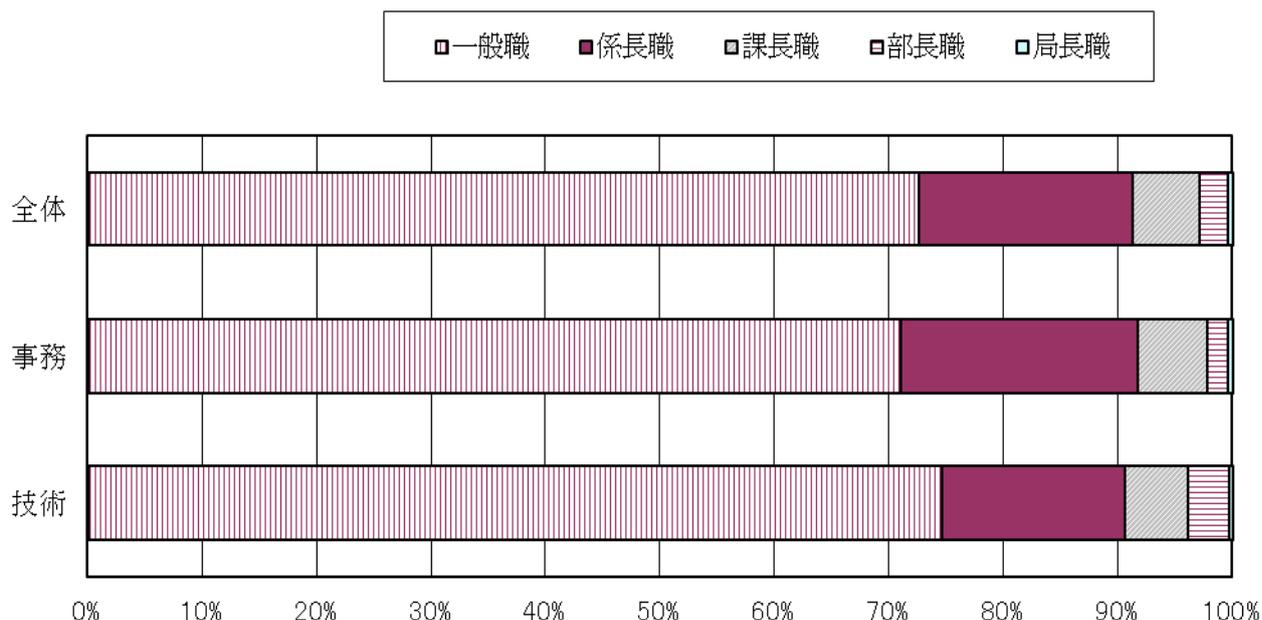
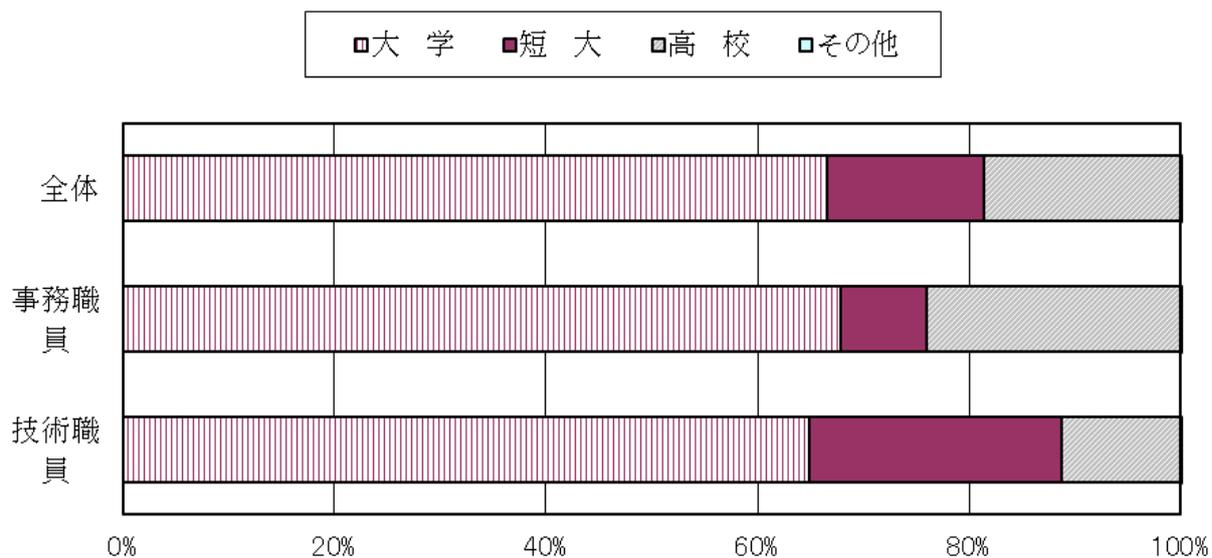


図5 一般職員の職の階位別構成



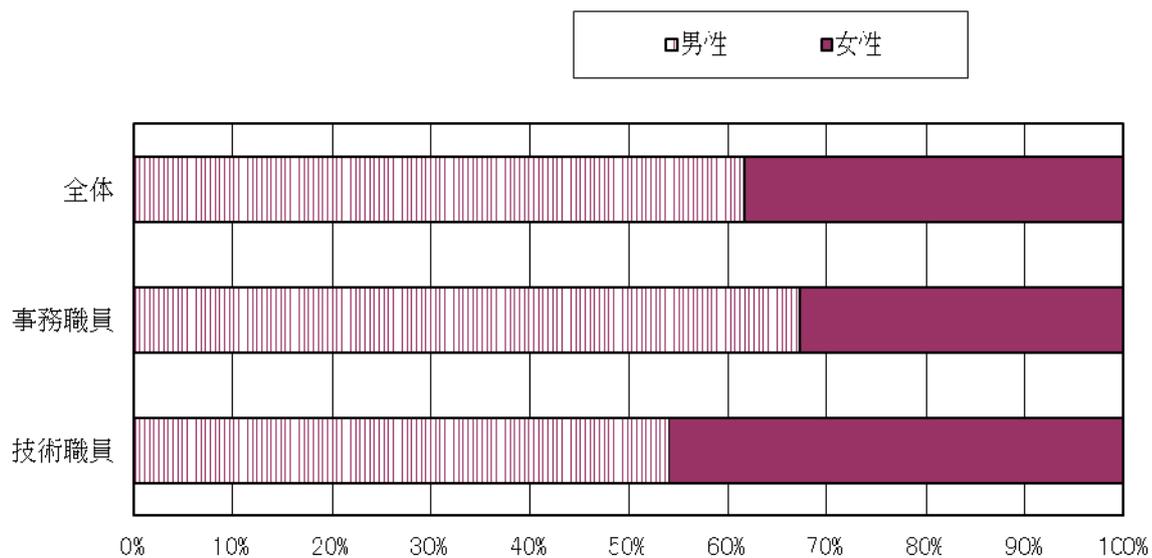
	合 計	一般職	係長職	課長職	部長職	局長職
全 体	10,423	7,562 (72.6%)	1,941 (18.6%)	610 (5.9%)	266 (2.6%)	44 (0.4%)
事務職員	5,985	4,251 (71.0%)	1,236 (20.7%)	364 (6.1%)	105 (1.8%)	29 (0.5%)
技術職員	4,438	3,311 (74.6%)	705 (15.9%)	246 (5.5%)	161 (3.6%)	15 (0.3%)

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



	合 計	大 学	短 大	高 校	その他
全 体	10,423	6,933 (66.5%)	1,547 (14.8%)	1,938 (18.6%)	5 (0.0%)
事務職員	5,985	4,058 (67.8%)	487 (8.1%)	1,436 (24.0%)	4 (0.0%)
技術職員	4,438	2,875 (64.8%)	1,060 (23.9%)	502 (11.3%)	1 (0.0%)

図7 一般職員の男女別構成

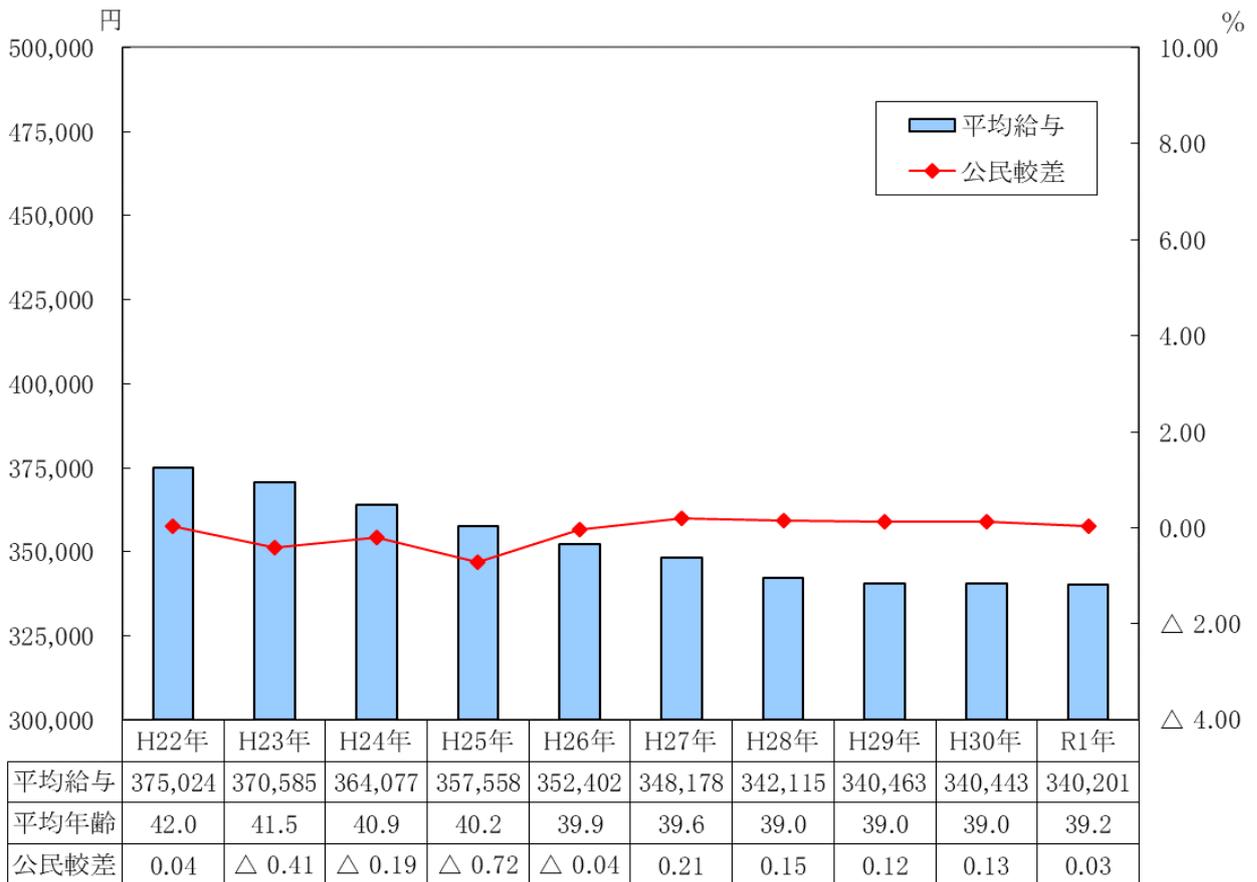


	合 計	男 性	女 性
全 体	10,423	6,428 (61.7%)	3,995 (38.3%)
事務職員	5,985	4,031 (67.4%)	1,954 (32.6%)
技術職員	4,438	2,397 (54.0%)	2,041 (46.0%)

第2表 公民較差の推移

	札幌市の公民較差		(参考) 国の官民較差	
	率	額	率	額
平成22年	0.04 %	155 円	△0.19 %	△757 円
平成23年	△0.41 %	△1,548 円	△0.23 %	△899 円
平成24年	△0.19 %	△706 円	△0.07 %	△273 円
平成25年	△0.72 %	△2,677 円	0.02 %	76 円
平成26年	△0.04 %	△151 円	0.27 %	1,090 円
平成27年	0.21 %	745 円	0.36 %	1,469 円
平成28年	0.15 %	521 円	0.17 %	708 円
平成29年	0.12 %	415 円	0.15 %	631 円
平成30年	0.13 %	455 円	0.16 %	655 円
令和元年	0.03 %	105 円	0.09 %	387 円

(参 考) 過去10年間における札幌市の公民較差及び平均給与の推移



(注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表適用職員のものである。  
 2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。





人事委員会年報 令和元年度  
(令和2年(2020年)8月発行)

編集・発行

札幌市人事委員会  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL (011) 211-3147  
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-20-1269
関係部局保存期間	1年